

平成 17 年 3 月 4 日
経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁

地域中小企業金融ヒアリング調査結果

本年 1 月中旬から下旬にかけて、中小企業庁の職員が道府県に出張し、地域の中小企業金融情勢について、地銀や信金等の地域金融機関や中小企業者等から聞き取り調査を実施した。

1. 中小企業の景況と資金繰りの動向

(1) 中小企業の景況

中小企業の景況感は、全体として改善の勢いに欠け、かつまだら模様にある。業種間の景況感の格差や企業間の二極化が引き続きはっきりしてきており、これが、地域間格差にも反映。

- ・ 中小企業の景況は、全体として改善の勢いに欠け、かつまだら模様にある。
- ・ 輸出や設備投資が景気のけん引役となっている一方で、個人消費が弱い。
- ・ 業種間でも格差が見られる。ITや輸出関連の自動車、デジタル家電、携帯電話や鉄鋼、造船、建機といった業種については、生産や設備投資が増加しているところが多く、関連する下請中小企業にも好影響が波及している。特に、中国を始めとした外需に支えられている業界は好調。鉄鋼については、鋼材の価格上昇や品薄により、仕入れが困難な状況も見られる。
- ・ 一方で、小売・卸売、建設業等構造的苦境にある業種に属する業者からは、引き続き厳しいとの声が多い。繊維や地場産業も海外製品との競合から厳しい状況。観光業については比較的堅調との声が多く、海外からの観光客の誘致に成功している地方もあった。
- ・ 引き続き、同一業種内にあっても、企業間競争により好不調の差がはっきりしている。
- ・ 地震や台風等の災害の影響を受けた地域では、地域や業種によって被害状況に違いがあるが、元々業況が悪かった地場産業等がさらに打撃を受けた、観光業については風評被害が見られる、一部製造業や建設関係の業種において震災の復興需要がある等の声があった。

(2) 資金繰りの動向

中小企業の資金繰りは優良企業を中心に全体としては緩やかに改善傾向。
小規模企業・個人事業主及び経営状況の厳しい企業にとっては引き続き厳しい状況。

- ・ 資金繰りについては、優良企業を中心に全体としては改善しているが、小規模企業・個人事業主及び経営状況の厳しい業種・企業にとっては引き続き厳しい状況。
- ・ 中小企業の資金需要については、そもそも、好調な企業については借入縮減の方針を採る企業も多く、そうでない企業においても借入増を伴う投資については出来るだけ慎重に対応する姿勢が窺われる。このため、基本的には運転資金向けの資金需要が中心。
- ・ 好調な業種を中心に一部で新規設備投資の需要が見られるが、大半は設備の更新が中心。

2 . 地域金融機関の中小企業向け融資への取組み

(1) 中小企業向け融資の方針

中小企業向けの融資を拡大することが重要な課題であるとする金融機関が大半。
顧客との親密な関係作りを進めながら、新規金融商品の開発や企業に対するサービスを強化。

- ・ 中小企業向けの融資を拡大することが重要な課題であるとする金融機関が大半。
- ・ 顧客との親密な関係作りを進めながら、新規金融商品の開発や企業に対するサービスの強化を通じて、中小企業の資金ニーズを捉えた融資を推進したいとする金融機関が多かった。この一環として、支店長権限を拡大し、決裁プロセスを簡素化・迅速化している金融機関もあった。

(2) 無担保・無保証融資等への取組み

財務情報等の定量的指標を用いたモデル（信用リスク審査モデル）を活用した無担保・無保証融資への積極的な取組みが地域金融機関にも総じて拡大している。
一方で、企業の成長性や経営者の資質等を勘案した審査を行う姿勢も強まっている。
第三者保証については、企業の信用力が乏しい場合は頼らざるを得ないとする金融機関もあった。また、徴求自体を縮減していくとする金融機関もあった。
経営者本人の保証については、経営責任の明確化のため必須とする金融機関が大半。
包括根保証に係る民法改正を受け、個人保証については金額・期間を定めた保証に早めに切り替える金融機関もあった。
売掛債権の活用の一環として、売掛債権担保融資保証制度の活用を図っていきたいとする金融機関もあった。

- ・CRDをはじめとする財務情報等の定量的指標を用いたモデル（信用リスク審査モデル）を活用した迅速な無担保・無保証融資への取組みが地域金融機関にも総じて拡大している。
- ・信用リスク審査モデルの活用とは別に、地元信金を中心に、企業の成長性や収益力、経営者の資質、技術力等様々な定性的要素を評価し、融資を行うとの姿勢も強まっている。
- ・保証人の徴求については、経営と家計が一体となっているような個人事業及び零細企業はもとより、経営責任の明確化のために経営者本人の保証は必要とする金融機関が多い。
- ・第三者保証人については、そもそも徴求自体が限定的であるとする金融機関も多いが、企業の信用力が乏しい場合は第三者保証人に頼らざるを得ない案件があるとする金融機関もあった。また、徴求自体を縮減していくとする金融機関もあった。
- ・今般の包括根保証に係る民法改正を受け、個人保証については金額・期間を定めた保証に早めに切り替える金融機関もあった。
- ・動産担保の活用については、公示制度の整備について評価するが、同時に動産の管理や評価・売却するための環境整備が必要との声が金融機関からは多かった。
- ・売掛債権の活用の一環として、今後、売掛債権担保融資保証制度の活用を図っていきたいとする金融機関がある一方で、利用にあたって風評被害が懸念されるとの指摘もあった。

（３）金融検査マニュアル等について

金融検査マニュアル別冊改訂後に検査を受けた金融機関からは、概ね改訂の趣旨が反映されていたとの声があった。

金融改革プログラムについては、地域金融機関に対し不良債権処理の数値目標が求められなかったことについて妥当と評価する金融機関が大半。

- ・金融検査マニュアル別冊改訂後に検査を受けた金融機関からは、おおむね改訂版の内容に則した検査が行われ、債務者区分の査定や経営改善計画の取扱いについて、別冊の趣旨が反映されていたとの声があった。
- ・リレーションシップバンキングの機能強化の観点から、個別の案件に即して、より長期の再生計画に基づく自己査定を認めてほしいとする地域金融機関もあった。
- ・金融改革プログラムについては、リレバンを進める金融機関に対し不良債権処理の数値目標が求められなかったことについて妥当と評価する金融機関が大半。
- ・バーゼル（新しい自己資本比率規制）については、まだ評価が難しいとする金融機関が多く、中小企業向け貸出のリスクウェイト軽減や、独自のリスク管理手法の尊重

等について評価する声がある一方で、国内基準行についてはバーゼル をそのまま適用する必要はないとの声もあった。また、証券化の劣後部分の扱いが厳しくなるため証券化にマイナスとの声もあった。

- ・ 来年度からのペイオフ解禁拡大については、利用者の認知度が高まっており、決済用預金の導入も進んでいることから、金融機関からは大きな影響を懸念する声は聞かれなかった。

3 . 地域金融機関と政府系金融機関との関係

金融機関からは、政府系金融機関と競合する場合があるとする一方で、ベンチャー向け融資や再生支援等、リスクの高い分野で協調融資等を通じて連携したいとする声や、金融ノウハウや情報面での協力を求めたいとする声が聞かれた。

中小企業金融公庫の証券化支援業務については、対象顧客層、金融機関側の劣後保有リスク、収益性等についてよく検討しつつ取組みを進めたいとする金融機関が多かった。

- ・ 政府系金融機関との関係については、ベンチャー向け融資や再生支援等、リスクの高い融資に関し協調融資等を通じて連携したいとする声や、金融ノウハウや情報面での協力を求めたいとする声が聞かれた。
- ・ 個別の融資案件では競合するケースもあるとの声もあった。
- ・ 中小企業金融公庫の証券化支援業務については、対象顧客層、金融機関側の劣後保有リスク、収益性等についてよく検討しつつ取組みを進めたいとする金融機関が多かった。また、まとまった貸付の実施のためには適切な募集期間が必要との声もあった。

4 . 信用補完制度の見直し

金融機関や信用保証協会からは、互いの経営相談の強化や目利き能力の向上を図ると共に、経営支援や再生支援において積極的に協力していくことが重要との声が多かった。

信用保証協会と金融機関は部分保証の拡大を含め、然るべき責任分担を図ることが必要との意識は金融機関、保証協会共に広く浸透しつつある。ただし、具体的取組みの検討に当たっては、零細事業者への資金供給に悪影響が出ないように配慮すべきとの声もあった。

- ・ 金融機関と信用保証協会からは、提携商品の開発や審査情報の共有を通じて、期中管理を進め経営相談の強化や目利き能力の向上を図ると共に、再生支援において積極的

に協力していくことが必要との声が多かった。

- ・ 協会事務のIT化による手続きの迅速化・簡素化については、複数の金融機関や協会から、電子申請も含めて積極的に対応すべきであるとする声があった。
- ・ 保証料については、利用者の公平の観点から、よりリスクを考慮した体系が望ましいとする金融機関や協会がある一方、零細事業者等への一定の配慮が必要との声もあった。
- ・ 適切なリスク分担や持続可能な保証制度の構築の観点から、部分保証の拡大を含めた金融機関の責任分担を図ることが必要との意識は金融機関や協会に広く浸透しつつある。一方で、具体的取組の検討に当たっては、零細事業者への資金供給に悪影響が出ないように配慮すべきとする声や、地公体による応分の負担を求める声もあった。

5 . 中小企業再生支援協議会

中小企業再生支援協議会はその調整機能から金融機関の間に利用のメリットがあるとの認識が浸透しており、各地で着実に実績が上がっている。
今後、協議会の人員増強やファンドとの連携強化を望む声もあった。

- ・ 中小企業再生支援協議会については、その調整機能から金融機関の間に利用のメリットがあるとの認識が浸透しており、各地で着実に実績が上がっている。
- ・ 今後、持ち込み案件はさらに増加するとの見方が多く、人員増強やファンドとの連携強化を含め、協議会に対する期待は非常に強い。
- ・ 再生ファンドを既に設立している地域からは、金融機関を中心として再生ファンドが企業再生に有効であるとの声が多かったが、中核となる金融機関が重要との声もあった。

6 . 中小企業の会計

金融機関において、税理士と連携した融資商品を開発し、財務諸表の精度の高い中小企業に対する金融商品や優遇条件を設けているところが増えている。
いくつかの金融機関からは、中小企業の財務諸表整備の推進のため、中小企業庁が作成した「中小企業の会計」パンフレット等が有益とする声があった。また、政府や税理士による積極的なPRを期待する声もあった。

7 . 中小企業の連携支援

中小企業庁で検討を進めている、中小企業の新連携支援のための総合支援法の策定については、金融機関からは、これまで連携支援に類する実績は少ないが、新法が整備されれば積極的に活用していきたいとの声があった。

(以 上)

(お問い合わせ先)

中小企業庁金融課

担当者：西村、木村

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線 5271 ~ 5)